

教育子ども委員会 請 願 一 覧

平成30年12月19日 (水)

○教育委員会関係
(新規分)

1. 4-5. 給食
2. 打ち合わせ(10/14現在)
3. 不採択

平成30年請願第9号 小学校給食調理業務の民間委託を撤回し給食の充実を求める件

○

平成30年請願第12号 私立高校生に対する授業料助成制度の堅持・拡充を求める件

不採択

(減額×)

小学校給食調理業務の民間委託を撤回し給食の充実を求める件

請願者 北名古屋市西之保青野38番地
なごやの学校給食をよりよくする会
新村 洋史

要 旨

名古屋市は、2016年4月から小学校の給食調理業務の民間委託を始め、2018年9月現在では15校の給食調理業務を民間委託している。その理由は、調理員の退職によって起こる人員不足を補充しないという名古屋市の方針によるとしている。

私たちは、心身ともに急速に成長する学齢期を豊かな給食・食育で支えることは、教育の重要な役割であると考えている。今、子供の貧困という観点からも、全ての児童に栄養バランスのとれたおいしい給食を提供することは、ますます大切になっている。また、食物アレルギーのある児童が年々増加している。その対応には細心の注意を払い、教員・栄養教諭・学校栄養職員・調理員・保護者・子供が協力してチェックを行い、子供たちに安全・安心な給食を提供している。

学校給食は、学校給食法及び食育基本法により重要な学校教育の一環として位置づけられている。給食調理業務の民間委託は、名古屋市が責任を持って行うべき教育の役割を投げ出すことである。

また、四、五年で競争入札を繰り返して、業者が変わる委託方式では、調理業務のノウハウの蓄積や技術の継承もなされず、長期的、継続的に安全・安心でおいしい給食を提供するには限界がある。

ついては、子供たちに安全・安心な給食を届け、健やかな心身の成長を保障するために、次の事項の実現をお願いする。

- 1 子供のことを第一に考え、学校給食に係る予算をふやすこと。
- 2 つくる人と食べる人が一体となって学校給食を食育の教材として充実させ、保護者にも開かれた学校給食にすること。
- 3 名古屋市立小学校の給食調理業務の民間委託をせず、正規職員による直営体制に戻して、技術の継承により安全・安心でおいしい学校給食を提供すること。
- 4 給食の献立をより充実させること。
- 5 給食費を無償化すること。

私立高校生に対する授業料助成制度の堅持・拡充を求める件

請願者 昭和区西畑町85番地の1
愛知私学助成をすすめる会
会長 寺田京子

要 旨

子供と教育をめぐる危機が叫ばれて久しくなるが、それだけに大人社会の役割、とりわけ学校教育と教育行政の責務は重大である。子供一人一人に寄り添い、つながって、子供が安心して豊かに育つ土壌をつくらねばならない。

愛知県の私学では、本・人・体験・社会から学ぶ21世紀型学びを目指し、広げながら、各学園が独自性を生かして、多彩な教育を進めてきた。2018年夏の愛知サマーセミナーは、2000講座に6万5000人の参加者であふれ返った。特別講師の方々は、2000講座の規模のすごさと、父母、市民の方々がボランティアで支えている活気ある状況、これが私学と連動しているということにも驚嘆された。また、参加者の多くは、講座の多彩さとともに、汗まみれになりながら、声をからして案内する生徒や父母の姿に感銘を受け、感謝の声がたくさん寄せられている。また、2018年9月から11月にかけて行われたオータムフェスティバルには、7万人の生徒・父母・教職員・市民が参加し、平和と復興、教育の公平を願う希望プロジェクトが大きな感動と共感を呼んだ。今や、愛知県の私学は、全国からも教育改革の先進として注目されている。

しかし、私たち私学内部の努力だけではどうしても解決できない問題がある。それは、学費の公私格差の問題である。

現在、愛知県では高校生の3人に1人が、特に名古屋市では高校生の約40%が私学で学んでおり、私学は、公立とともに公教育の重要な役割を担っている。それにもかかわらず、学費の公私格差は現在も市民に大きくのしかかり、私学を自由に選択できない状況にある。市の授業料助成の対象となる所得層でもそうである。

愛知県においては、平成26年度以降、国の無償化政策の見直しに伴う就学支援金の加算分を全額活用して、従来の授業料助成制度の原則を復元し、授業料本体について、年収610万円未満程度までの乙Ⅰランクの家庭はその3分の2で26万5200円まで、年収840万円未満程度までの乙Ⅱランクの家庭はその半分で19万9200円までの助成が行われることになった。また、入学金についても、年収350万円未満程度までの甲ランクの家庭は授業料本体と合わせて実質無償化され、乙Ⅰランクの家庭はその半分までが、乙Ⅱランクの家庭はその3分の1までが助成されることになった。

これまで名古屋市では、教育の機会均等という理念に基づく独自の授業料助成として、愛知県の助成対象から外れた市民を対象に、年収840万円～990万円相当の家庭に2万6000円、年収990万円～1160万円相当の家庭に1万5000円を支給している。この市の助成額は、平成12年度以降は、県の乙Ⅱランクの助成額のそれぞれ50%、30%に相当する基準で算定され、国が高校無償化を行った平成22年度から平成25年度までは、

国の就学支援金を除いた県単独負担分のそれぞれ50%、30%に相当する基準で算定されてきた。この算定方式によれば、県の乙Ⅱランクが増額されたのに伴い、市の新助成額は4万200円と2万4120円となるところである。ところが、平成26年度以降の市の予算においては、この変更がなされていない。この件に関しては、私たちの私立高校生に対する授業料助成の堅持・拡充を求める請願が教育子ども委員会における審査の結果採択され、平成28年2月定例会においては、「教育の機会均等の理念を尊重すべく」、「授業料保護者負担の公私間格差の是正のため、引き続き補助額の予算増額を求めていくこと」との附帯決議が付されているところである。請願に込められた民意と市会の意向を尊重し、平成31年度には従来の算定方式に沿って、ぜひとも増額するよう切に要望する。

そもそも、名古屋市において、昭和48年に、全国に先駆けて制定された私立高校生に対する授業料助成制度は、名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例第1条にも示されているように、公私の父母負担格差は、教育の機会均等の面からも、納税者に対する社会的公平の面からも、早急に是正すべきものであるという立場から、本来ならば全ての高校生に支給すべきであるという崇高な理念に裏づけられていた。そのために、市の授業料助成は、愛知県の授業料助成の対象にならない高校生に対して、当初、県の乙Ⅱランクとほぼ同額が一律に支給され、県と市を合わせれば、全ての私立高校生が授業料助成を支給されていた。

平成24年、日本政府は昭和54年以来留保してきた国際人権A規約第13条2(b)及び(c)の無償教育の条項の規定の適用について、同留保を撤回しており、中等・高等教育に係る所得制限なしの無償教育の漸進的な導入は、日本国憲法第98条に基づき誠実に遵守すべきものとなっている。

名古屋市の授業料助成をめぐることは、さまざまな議論があったが、そのたびに、教育の機会均等という確固とした理念と原点に立ち返り、40年以上にわたって営々と守られてきた。だからこそ前述のように、平成12年度以降の市の授業料助成は愛知県の乙Ⅱランクの助成額の50%、30%に相当する基準で算定されてきたわけである。そこには、市当局と市会の深い理解があったことを、私たちは承知している。その原点を踏まえ、現行の授業料助成制度の内実を堅持するようお願いする。

私たちの願いは、憲法や教育基本法、さらには国際人権A規約にもあるように、全ての子供が、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障してほしい、ということであり、その焦点は、公教育、特に後期中等教育の中の最大の不平等である父母負担の公私格差をなくし、教育の公平を図ることである。

そのために、無償教育が国際的な潮流になる中で、今こそ名古屋市政がこれまで果たしてきた原点に立ち返り、教育の機会均等の精神に基づいて、先駆的な役割を果たすよう、心からお願いする。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 平成31年度予算において、名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例にうたわれている教育の機会均等の理念に沿って、私立高校生に対する市独自の授業料助成額を、愛知県の授業料助成額変更に伴い、これまでの算定方式に基づいて是正・増額すること。

